

## 第7回

「社団法人ふくい農林水産支援センター(旧林業公社)のあり方検討委員会」  
概 要

日 時：平成24年5月10日(木) 13:30~15:30

場 所：福井県庁 6階 大会議室

出席者：(委員)

松下委員長、前田副委員長

泉委員、岡委員、川野委員、川村委員、清水委員、坂東委員(五十音順)

(福井県)

齊藤農林水産部長、新田農林水産部企画幹、門前農林水産部林業企画幹、

豊岡森づくり課長、吉川森づくり課参事(分収造林改革)、

牧野森づくり課参事(森林保全)

栗山農林水産振興課長、星野県産材活用課長、鈴木県産材活用課参事(林業企画)

((社)ふくい農林水産支援センター)

田中常務理事、山田事務局長

議 題：(1) 検討経過と今後の検討スケジュール

(2) 委員会報告書作成に向けた検討

1 齊藤農林水産部長あいさつ

2 松下委員長あいさつ

3 議事

(1) 検討経過と今後の検討スケジュール

事務局より説明

(2) 委員会報告書作成に向けた検討

事務局より説明

## 【主な意見】

- 「近年の気候変動に伴い集中豪雨が頻発する」との記載があるが、気候変動と集中豪雨という言葉が直接的に結びつきすぎる印象があるので、関係資料で確認してほしい。
- 「土砂災害発生等のリスクが増大していることに鑑みると、皆伐は事実上困難な状況である」という記載があるが、「困難」とまで言い切ることはできないのではないか。
- B案のうち、手続きに期間を要する案については、詳細が記載され分かりやすいが、C案ではこうしたことが分からないので、分かりやすい記載が必要。
- B案（県営化案）とC案（センター事業継続案）の違いが分かりにくいので、比較表などが必要。
- 分収方式の見直し（※1）を行うB案、C案の違いとしては、B-1案は破産手続き（※2）により強制的に契約変更ができるため、C案に比べて分収方式の見直しの進捗率が高くなる。しかし、B案は、センターから県への契約移転に伴う膨大な事務の発生、センターの他部門を別法人へ移管といったデメリットがある。
- B案では、センターから県への契約移転（※3）や登記移転（※4）などの業務量に伴う相当なコストがかかるデメリットがあることを明確にする必要がある。
- B-1案の破産手続きでの県営化については、契約を解除して立木持分（6割）（※5）のみを移転するのか、あるいは、契約全体を移転するのかにより、手続きや買取価格が異なることになると考えられるので、課題を整理する必要がある。
- B-1案について、破産手続きを取るので、破産管財人報酬も手続き費用として見込む必要がある。
- B-3案で、分収見直しにも買取にも同意しない土地所有者が残った場合は、センターの清算の中で財産としての立木持分（6割）を県が買い取ることとなると、契約がなくなった後の立木については、県と土地所有者の共有状態となる。共有となった立木の管理は県が6割の持分があるので自由にできるが、処分（伐採）は所有者の同意がないとできないこととなる。（※6）

- B-3案は、一時的に業務量が増えるものの5年間の取組後の県営化時点で目途がつくことが分かるが、C案は何年かかるかわからないので目途が分かるような記載にする必要がある。
- B案（県営化案）で、立木持分（6割）について県営化で代物弁済（※7）する場合は、どの評価方法でも対応は可能と考えるが、自ら管理を希望する土地所有者に立木持分（6割）を売却する場合、どのように評価額を設定するのか検討する必要がある。
- 県営化してもセンターが存続しても、今後の事務量は大きく変わらないと思う。県の会計としては、県営化により負担が増えることになるが、公会計の立場からみると第三セクターも連結するので、県全体として結果は同じになるのではないか。
- 分収方式の見直しは、県、市町、森林組合、森林組合連合会と連携・協力して進めていくことが必要となるが、事前に関係機関を集めた説明会を行うことなどで円滑に進めていくことができるのではないか。

（※1）センターと土地所有者が分収造林契約を締結し、センターが造林、保育の全ての経費を負担し、伐採時に得られる収益をセンター6、土地所有者4の割合で分け合うこととしているが、現在、分収方式（分収方法と割合）の見直しについて検討している。

（※2）破産法に基づき、裁判所の監督の下、破産管財人により、破産した債務者の財産を換価し、債権者に公平に配当を行う清算の手続き。

（※3）県営化に伴い、センターと土地所有者との間で締結している分収造林契約について、契約当事者としてのセンターの地位を県に移転すること。

（※4）分収造林契約に基づき、センターが造林を行うために土地所有者の土地に設定・登記した地上権の名義を、県への契約移転（※3）に伴いセンターから県に変更すること。

（※5）分収造林契約において、センターが造林を行っている立木の所有については、センターと土地所有者との共有としており、その持分割合は、分収割合（6：4）と同じである。

（※6）共有物については、民法に基づき、管理は持分の過半数の同意でき、処分は全員の同意が必要とされている。

（※7）債務者（センター）が債権者（県）に債務を返済するに当たり、金銭に代えて、立木で返済すること。

※参考：経営の選択肢案

〈詳細は資料2参照〉

選択肢案		内 容
A案（事業廃止）		・破産手続きによりセンターを清算・廃止し、造林地を土地所有者に返還。
B案（県営化）	B-1案	・破産手続きの中で、分収見直し同意者の分収契約を県が承継し、センターを清算。
	B-2案	・現行の分収契約（分収見直しなし）を県が承継し、任意整理手続きでセンターを清算。
	B-3案	・分収見直しの取組みを5年程度実施した後に、分収見直し同意者の分収契約を県が承継（同意しない者については立木持分6割を県が承継）。
C案（センターで経営改善）	C-1案	・特定調停（※）による債務減免を実施後に分収見直しを実施。
	C-2案	・特定調停を実施せず、分収見直しを実施。

（※）特定調停

債務者が裁判所に調停の申立てを行い、裁判所が指定した調停委員が債務者と債権者の間の債務減免等の調整を行う手続き。